

地域における見守りや支えあい活動の推進及び地域包括ケア体制等について

I 地域における見守りや支えあい活動の推進及び地域包括ケア体制について

区は、誰もが可能な限り住み慣れた地域で尊厳を保って最期まで暮らし続けることができることを目指して、平成29年3月に、「中野区地域包括ケアシステム推進プラン」（以下「推進プラン」という。）を策定した。

これに基づき、区と区内関係団体等がそれぞれの役割を果たしながら連携し、喫緊の課題である高齢者向けの取組を進めているところである。

今後、高齢者向け取組の評価・検証を踏まえ、子育て世帯、障害者等すべての人へ対象の拡大を行っていく。

1 中野区の地域包括ケアシステム

(1) 目標とするまちの姿

区は、推進プランにおいて、以下のまちの姿を目標としている。

- ①見守り、支えあい活動で支援が必要な人が把握されているまち
- ②本人の意思が尊重され、権利が守られているまち
- ③みんなで介護予防に取り組んで、健康寿命を伸ばしているまち
- ④在宅でも安心して医療を受けられるまち

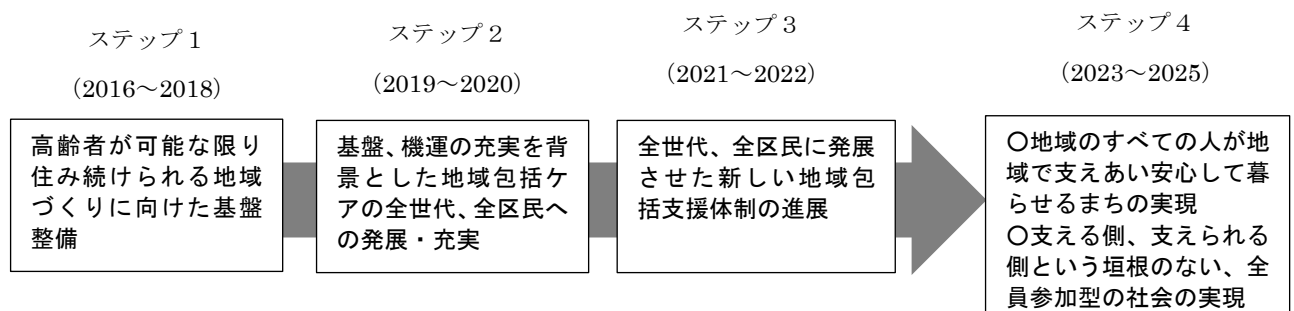
(2) 推進プランの位置づけ

区、町会・自治会、民生児童委員、医療関係者、介護事業者及び地域の関係団体等が自ら実施し、協働していくための「区と区民のアクションプラン」として策定した。

(3) 推進プランの期間

2016年度から2025年度までの10年間
(2018年度と2025年度に達成目標を設定)

(4) 推進プランの構成（展開）



(5) 推進プランにおける地域包括ケアシステムの8つの柱（構成要素）

中野区での地域包括ケアシステムは、8つの構成要素から成り立つと考え、これらを柱として取組を進めている。

柱1 本人の選択／権利擁護

柱2 住まい・住まい方

柱3 健康・社会参加・就労

柱4 地域の見守り支えあい

柱5 介護・生活支援サービス

柱6 医療

柱7 相談、コーディネート機能及びケアマネジメントの質の向上

柱8 認知症対策

(6) 地域ケア会議

推進プランに掲げる目標の実現に向けた推進組織として、区、関係団体等からなる地域ケア会議を設置している。

①すこやか地域ケア会議

日常生活圏域（すこやか福祉センター圏域）を対象とし、困難な事例の具体的解決策の検討、ネットワーク構築、地域課題の発見及び整理、地域資源の開発などを行う。

②地域包括ケア推進会議

中野区全域を対象。各団体の代表者レベルの会議として、全区的な課題の解決を図るほか、推進プランの進行管理や評価を行う。

(7) 障害者自立支援協議会

自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携強化を図ることなどを目的として平成20年2月より設置した。この協議会は、事業者、雇用、教育、保健等の関係機関等の実務担当者、障害当事者や家族を構成員としている。

平成30年6月から、相談支援部会、地域生活支援部会、就労支援部会の3部会に加え、新たに差別解消部会を設置した。

(8) 地域の見守り支えあい活動

地域の見守り支えあい活動は、地域包括ケア体制を支える土台である。区民、事業者、行政及び関係機関が連携し、高齢者など支援を必要とする区民が、地域で安心して暮らしていけるよう、見守り等の支えあい活動を拡充していく。

①見守り対象者名簿の提供

平成23年4月1日施行の「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例」に基づき、見守りを希望する者の名簿を関係機関に提供している。

②事業者との協力による見守り・支えあい

東京都水道局、(株)セブン-イレブン・ジャパン、日本郵便(株)中野区内郵便局、生活協同組合コープみらい、生活協同組合パルシステム東京、東都生活協同組合、北東京生活クラブ生活協同組合、東京電力パワーグリッド(株)荻窪支店と、

業務中に異変を発見した場合の通報について協定・覚書を締結している。

③要支援者情報台帳システム

高齢者や障害者等の要支援者に関する基本情報を一元的に管理し、蓄積したデータを分析することにより、要支援者への適切なアプローチや相談への対応等を行う。システムの端末は、32か所の拠点に設置されている（本庁1か所、すこやか福祉センター4か所、区民活動センター15か所、地域包括支援センター8か所、障害者相談支援事業所4か所）。

(9)アウトリーチ支援

区が実施するアウトリーチ支援とは、多職種の職員がそれぞれ能動的に地域で活動し、広く情報収集を行う中で、支援の必要性はあるが何らかの理由により支援に結びついていない人、制度のはざまにいる人及び地域課題を発見し、関係機関、地域団体や民間企業等のあらゆる地域社会資源と連携・協働して問題解決を目指す取組である。

①アウトリーチチーム

事務職、福祉職、医療職の職員5名（1か所のみ6名）で構成され、区内15か所の区民活動センター単位で活動している（平成29年4月設置）。

②アウトリーチチームの活動

「中野区アウトリーチ支援ハンドブック」に基づき、個別相談支援活動、地域社会資源ネットワーク活動及び潜在ニーズ・課題発見活動を行う。

(10) 高齢者への生活支援・介護予防の取組

平成29年4月より介護予防・日常生活支援総合事業を開始した。従来の介護サービスだけではなく、地域の実情に応じて多様な主体が参画しサービスを充実させることにより、地域の支えあい体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的な支援を可能とすることを目指している。

(11) 在宅療養推進

医療・介護の多職種関係者により、在宅療養と認知症の現状と課題について協議・共通認識を持つとともに、それらを踏まえ、地域関係機関・団体間で、連携し必要な施策を推進している。

①在宅療養相談窓口の設置

専門の相談員が必要な情報提供を行う。区民だけでなく、医療・介護関係者からの相談も受け付けている。平成30年4月設置。

②在宅医療介護連携情報システム（「なかのメディ・ケアネット」）

ICTを利用し、即時的かつ正確な情報共有ができるシステムを平成30年度に導入した。現在、関係者による運用テストを行っており、そこで得られた意見等を集約した実効性のあるマニュアル等の作成後、本格運用を開始する。

(12) 認知症施策の推進

認知症に関する普及啓発により理解を促進し、「認知症にやさしい地域づくり」を進めるため、区民や多職種向けの講座・研修の実施、認知症サポーターの養成、区内で認知症の方を支える活動の中核を担う認知症サポートリーダーの養成・登録、認知症の方やその家族の交流の場となる「オレンジカフェ」の支援のほか、認知症の早期発

見及び早期対応のための各種事業を実施している。また、認知症初期集中支援チームを活用した相談体制の充実など、認知症の進行に合わせた適切な対応を図るための各種施策を展開している。

(1 3) 障害者への就労支援の取組

障害のある人が、仕事を探し、就職し、就職後も安心して就労継続ができるよう支援を行っている。企業に向けては、国や東京都の障害者雇用に関する制度の紹介や障害に関する情報提供を行っている。

また、障害のある人が就職し、就労を継続していくためには、区内の障害者就労施設や特別支援学校、保健・医療機関等さまざまな関係機関との連携が必要であり、区はこれらの調整等の支援を行っている。

(1 4) 障害者への意思疎通支援等

聴覚障害及び言語機能障害のある人のコミュニケーション意欲の向上を図り、人間関係を豊かにするためのコミュニケーション教室や、聴覚障害及び言語機能障害のある人の社会的活動を促進するための手話通訳者等派遣、区内に居住する身体障害者手帳1・2級の視覚障害のある人に対して、「なかの区報」の内容をデージーCDまたはCDに録音し、「声のなかの区報」として配付している。

また、手話のできる中野区民の養成を目的として一般区民を対象に、手話講習会を実施している。

(1 5) 障害者への移動手段の確保

区内に住所を有する車いす等を使用する歩行困難な肢体不自由者等に、社会生活の利便を図ることを目的として、福祉タクシー利用券の交付と、リフト付福祉タクシー利用券の交付を実施している。平成28年度から福祉タクシー利用券と福祉ガソリン券との選択制を導入した。

また、屋外での移動が困難な障害のある人に対して、外出のための支援を行う移動支援や、ひとり暮らし、その他の理由により介護者を得られない車いすの利用者に、日常生活の利便と地域社会の積極的な交流を図ることを目的として、車いすガイドヘルパー派遣を行っている。

(1 6) 相談支援機関

①すこやか福祉センター（4か所）

子ども、高齢者、障害者、妊産婦等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健、福祉、子育てに関する総合的な支援を行う、地域の拠点施設。

②地域包括支援センター（8か所）

介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える「高齢者の総合相談窓口」。高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、介護サービス・介護予防サービス・保健福祉サービス・日常生活支援などの相談に応じる。

③障害者相談支援事業所（4か所）

障害者とその家族を対象とし、相談支援業務や障害福祉サービスの利用調整を行っている。また、障害福祉課が基幹相談支援センターとして障害者相談支援事業所への支援を行っている。

④その他の障害者相談支援機関等

障害者地域自立生活支援センター「つむぎ」では、発達障害や高次脳機能障害の専門相談を行っている。

精神障害者地域生活支援センター「せせらぎ」では、日常生活についての相談や地域交流事業の他、居住サポート事業、ピアサポーターによる相談支援などを実施している。

また、医療機関や訪問看護ステーションなどと連携し、精神障害者の地域移行や、自立のための体験の場を提供する地域移行推進事業を行っている。

II 子ども・子育て支援新制度及び地域における子育ての環境整備の取組について

1 取組の状況

(1) 子ども期から若者期における総合的な支援体制の構築

子ども期から若者期の本人や家庭における課題についての専門相談、支援、措置、家庭・社会復帰までを総合的に実施するため、児童相談所機能を含む（仮称）総合子どもセンターについて令和3年度の開設に向けた準備を進めている。

(2) 児童相談所設置に向けた準備

児童虐待の現状を踏まえ、迅速で適確な対応を行うことができるよう、平成28年5月の児童福祉法の改正で、身近な地域である特別区に児童相談所が設置できる規定が盛り込まれた。

児童虐待対応等の機能強化を図るため、区では以下のとおり児童相談所機能の設置に向けた準備を進めている。

①人材確保・人材育成の取組

児童相談所の開設に向け、児童福祉司、児童心理司の任用資格を有する者等を計画的に確保し、子ども家庭支援センターに配置している。

人材育成のため、平成25年度から児童相談所に職員を派遣し、区児童相談所の中核となる職員の育成を進めている。また、児童相談所勤務経験がある者を児童相談専門支援員（非常勤）として子ども家庭支援センターに配置するなど、相談支援スキルの専門性強化を図っている。

②関係機関との連携強化

要保護児童の適切な保護及び要支援児童や特定妊婦に対し適切な支援を行うため、「中野区要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関との情報交換等を行っている。協議会の構成機関が保護、支援を適切に行うことができるよう、実務者研修を実施するほか、平成30年度からは子ども家庭支援センターに巡回支援相談員を配置し、学校、幼稚園、保育所等への巡回訪問を行っている。

③社会的養護の推進

社会的養護の推進にあたっては、より家庭に近い環境で養育される方策を拡充していくことを基本としている。里親の開拓のため、養育家庭体験発表会や普及啓発事業などを実施している。

今後は里親の開拓・支援や児童養護施設との連携のあり方等について、検討を進めていく。

④（仮称）総合子どもセンター分室（一時保護施設）の整備

児童相談所の設置にあたって必要とされる一時的に子どもを保護・観察する一時保護施設については、（仮称）総合子どもセンター分室として、整備を進めており、平成30年度に基本計画を策定したところである。

今後、設計、工事を進め、令和3年度の開設を予定している。

（3）子育て支援施策の充実

①子育てコンシェルジュの充実

区役所3階の子ども総合相談窓口に配置している子育てコンシェルジュについて、平成31年4月から、専門的知識や経験のある非常勤を配置し、利用者支援事業の充実を図った。

②不妊相談・支援

妊娠を望む方への保健指導事業を実施している。令和元年度からは不妊治療に係る経費の一部について助成を行っている。

③妊娠・出産・育児支援、トータルケア等の充実

ア 妊娠・出産に係る正しい知識の普及・啓発

平成28年度から若年層への妊娠・出産支援事業を中野区医師会への委託により実施している。

イ 妊娠期相談支援事業

妊娠20週以降の妊婦及び支援を必要とする産婦を対象として面接を実施し、必要に応じた支援プランを作成している。

ウ 産前・産後サポート事業

主に初妊婦を対象とした母体ケアや妊婦体操等の講座開催や産後の育児不安の解消を図るため助産師による指導助言や情報交換や交流のための親同士の仲間づくりをすすめる事業を実施している。

エ 産後ケア事業

家族等の援助が受けられず支援を必要とする産婦及び乳児に対し、心身のケア育児支援、健康維持増進に必要な支援を行うため、ショートステイ、デイケア、ケア支援者派遣、家事支援者派遣の事業を実施している。

④学童クラブ入退室管理の充実

学童クラブに子どもを安心して預けられるよう、子どもが学童クラブに入退室する際の入退室情報を保護者に配信するシステムを令和元年度に公設民営学童クラブに導入する。また、民設民営学童クラブにも同様のシステムの導入に対し補助を行う。

⑤障害児の親に対する子育て支援

子育てに不安を感じる障害児の親への支援として、親同士の支えあい活動を支援するため、令和元年度からペアレントメンター養成事業を開始する。

2 子ども・子育て支援事業計画の見直しに向けた検討

平成29年度に、中野区子ども・子育て支援事業計画中間の見直しを行った。

また、令和2年度を初年度とする「第2期計画」の策定に向けた検討を進めている。

(1) 第2期計画策定の視点

①教育・保育の質の向上

多様な保育施設の質の確保・向上に向けた「保育の質ガイドライン」の策定に向けて、子ども・子育て会議で検討を進めている。

②地域子ども・子育て支援事業の充実

乳幼児及びその保護者が交流を行う場を開設し、保護者の孤立感や不安感の解消を図るとともに、子育てについての相談、情報提供、助言などを行う地域子育て支援事業（子育てひろば事業）の充実について検討を進める。

③各事業の需要見込みと確保方策の評価・見直し

教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援施設の需要見込み及び確保方策の見直しに向けて、平成30年度に子ども・子育てアンケートを実施した。

アンケートの結果に加えて、教育・保育については、育児休業の取得状況や女性の就業率等の社会情勢の変化等を踏まえた需要見込みについて検討を進めている。

(2) 計画改定のスケジュール

令和元年10月 子ども・子育て支援事業計画（第2期）素案

10月～ 意見交換会の実施

11月 子ども・子育て支援事業計画（第2期）案

12月～ パブリック・コメント手続きの実施

令和2年 3月 子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定